

## 独立行政法人国立公文書館の土曜日開館について

平成 28 年 3 月 3 日

国立公文書館

## 1. 現行規定の概要

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号。以下「法」という。）及び国立公文書館法（平成 11 年法律第 79 号）に基づき、独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）が保存する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を規定している。

## 2. 改正の必要性

特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン（平成 27 年 12 月 24 日一部改正）の C-19「館の開館」の留意事項に下記の記載があり、国立公文書館も本件の実現について検討する必要がある。

「○ 館の開館日については、行政機関の営業日を基本として考えればよいが、利用者の立場からすれば、例えば、土曜日、日曜日にも利用可能な施設であることが、その利便性に適うことが容易に想定される。従って、体制、経費等を踏まえつつ、こうした土曜日、日曜日の開館についても積極的に検討を行うことが望まれる。」

なお、移管元行政機関等の利用については、行政機関の業務の利便性を考慮し、従来通り、月曜日から金曜日に実施する必要がある。

## 3. 改正の内容

東京本館において、利用に関する業務を実施する開館日を、火曜日から土曜日とするとともに、移管元行政機関等の利用に関する業務は、月曜日から金曜日に実施する旨規定する。

## 4. 今後のスケジュール

意見募集（パブリックコメント）の締切：平成 28 年 3 月 4 日（2 月 19 日～）

実施施行：平成 28 年 4 月 1 日（予定）